

規制対象建設作業 (○は全て対象、×は対象外)

※ 当該規制対象建設作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

区 分	騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
	種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件	種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件	騒音		振動	
					種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件	種類の番号	原動機の定格出力等規制対象条件
くい打機を使用する作業	①	・もんけんを除く ^{注1)} ・アースオーガーと併用する作業を除く	①	もんけん及び圧入式くい打機を除く ^{注1)} ^{注2)}	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	①	圧入式くい打くい抜機を除く ^{注1)}	①	・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く	①	騒音規制法の条件と同じ	①	振動規制法の条件と同じ
びょう打機を使用する作業 ^{注3)}	②	○	—	×	②	○	—	×
さく岩機を使用する作業 ^{注4)} ^{注5)}	③	○	—	×	③	○	—	×
空気圧縮機を使用する作業	④	・電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く	—	×	④	騒音規制法の条件と同じ	—	×
コンクリートプラントを設けて行う作業	⑤	・混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・モルタル製造用コンクリートプラントを除く	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
アスファルトプラントを設けて行う作業	⑤	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	—	×	⑤	騒音規制法の条件と同じ	—	×
(A) バックホウを使用する作業 ^{注6)}	⑥	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(B) トラクターショベルを使用する作業 ^{注6)}	⑦	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(C) ブルドーザーを使用する作業 ^{注6)}	⑧	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る	—	×	⑨	○	—	×
(D) パワーショベル、スクレイパを使用する作業	—	×	—	×	⑨	○	—	×
上記(A)(B)(C)(D)以外で、これらに類する機械を用いる作業	—	×	—	×	⑨	最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る	—	×
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体または破壊する作業	—	×	—	×	⑥	○	—	×
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	×	②	○	—	×	②	○
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	—	×	—	×	⑦	○	—	×
コンクリートカッターを使用する作業 ^{注4)}	—	×	—	×	⑧	○	—	×
ロードローラー、振動ローラー又は圧機を用いる作業	—	×	—	×	⑩	○	—	×
舗装版破砕機を使用する作業 ^{注4)} ^{注7)}	—	×	③	○	—	×	③	○
ブレイカーを使用する作業 ^{注4)}	(さく岩機を使用する作業を参照)		④	手持式のものを除く	(さく岩機を使用する作業を参照)		④	振動規制法の条件と同じ

注1) くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等がある。人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2) アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが、振動関係では対象となる。

注3) びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る

注5) さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

注6) 当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものである場合は、騒音規制法の規制対象から除かれるが、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

注7) 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。